



地震災害に備える企業の備蓄のあり方について (第 1 部: 備蓄はなぜ必要か)

本稿は、企業が地震災害に対処する場合の備蓄のあり方について、以下 3 回にわたって述べるものである。

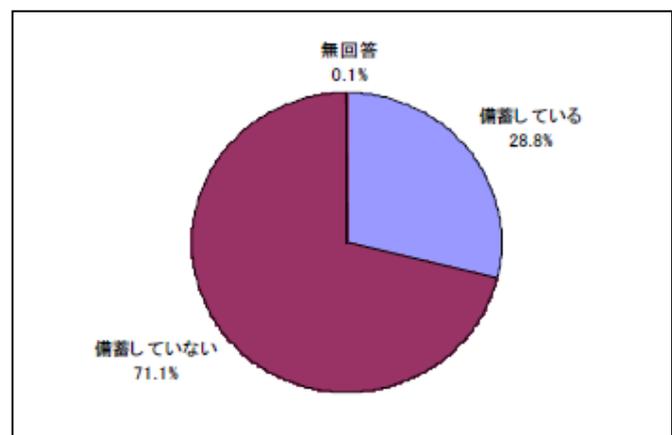
第 1 部では、「なぜ備蓄が必要なのか」について整理する。第 2 部では、「企業が地震災害対応のために備蓄をする場合の考え方」について考える。そして、最後の第 3 部では、備蓄品を実際に整備する場合の方法について考える。

1. 企業の備蓄の現状

2003 年 6 月に「埼玉県環境防災部消防防災課」が、企業の災害活動に関する全体的な取組状況を明らかにするため、県内の企業約 20 万社のうち、比較的災害時の体制整備が進んでいると思われる従業員数の多い企業約 2000 社を対象として、アンケートを実施した。そのうち回答があった 854 社 (回収率 41.6%) のアンケート結果を「企業等の防災活動に関する調査報告書」としてネットで公表している。

その中で、「災害時のために食糧や飲料水などを備蓄していますか」との質問に、備蓄していると回答した企業は、約 3 割の 246 社 (28.8%)、備蓄していないと回答した企業は、約 7 割 607 社 (71.1%) であった。また、備蓄していると回答した企業を業種別に見ると、電気・ガス・水道業やサービス業が多かった。

アンケートの回収率が、40%程度で、回答した企業は、災害対応の体制整備がすすんでいる企業の中でも、更に災害に対する取り組みが熱心な企業だと考えると、地震災害に備えた備蓄品を保有している企業は、全体の 3 割を大きく切ることが予測される。



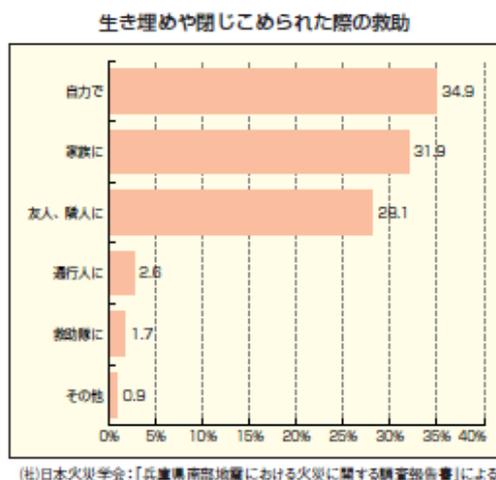
(出典:埼玉県環境防災部消防防災課)

この数字から、各企業の備蓄に対する取り組みについてどの様に思うかは、人によって異なる。しかし、大規模地震発生 of 切迫性が叫ばれている今、私は、「もっとより多くの企業が、大規模地震災害に備えた備蓄品を整備する必要がある」と考える。

2. 地震災害対応の基本

ここに興味深いデータがある。それは、阪神・淡路大震災時の生き埋め者等がどの様に救助されたかの活動の状況をまとめたデータである。それは、自力で逃げ出したが 35%、家族に救助されたが 32%、友人隣人通行人に救助されたが 29%で、救助隊に救助されたのは全体の 2%であった。

このことは、大規模地震発生直後の、消防等行政機関の救助活動には、道路渋滞、道路閉鎖、同時多発の出勤要請対応等の理由により限界があり、個々の企業からの全ての救難要請に適宜に対応することは非常に困難で、大部分は救援要請しても即座には応じられないことを明確に示している。



地震対策の基本は、「自らの生命は自らで守る」ことにあり、このことは企業においても同様で、社員・施設・信用等の経営資源への地震被害を最小限にするためには、平常時から自らが主体となって、自社完結型の防災組織（以下、自衛防災組織という）を整備するとともに、災害発生時には、その組織をフルに使って、災害対応を実施することが、極めて重要であるということである。

自衛防災組織の活動は、大きく次の 3 つの活動が挙げられる。

- ①災害直後の救助活動および二次災害の防止
- ②帰宅者及び帰宅困難者、社員家族等への対応
- ③被害復旧へ向けての活動

これらそれぞれの活動を効率的・円滑に実施するためには、備蓄品の保有が不可欠であることについて、以下考察してみる。

3. 備蓄はなぜ必要か

(1) 被災者の救援・救護活動には備蓄品の保有が不可欠

大規模地震が企業を襲い緊急救助を実施する場合、救出の時間が遅くなればなるほど生存率が低くなる。発災直後の救助要請に対し、公共機関の救助隊の到着が遅れることから、企業は社員の命を守るためにも、早急に自衛防災組織を編成し、消防機関等の支援が来るまで、自分達で実施できるあらゆる手段を尽くして、社員を救出することが重要となる。

被災者の救援活動として、

- ・安否確認と被害状況の把握
- ・人命救助、応急手当、負傷者の搬送
- ・捜索隊の編成と捜査

二次災害の防止として、

- ・出火防止
- ・初期消火
- ・工場等緊急停止の実行
- ・保安措置等の活動

等の活動を優先順位の高いものから実施する。

その際、自衛防災組織の活動を適切に実施するためには、各活動を実施するためのツール（具体的には、担架、ジャッキ、バール等の工具、現場で活動する要員の保護用具として ヘルメット、軍手、医薬品等）と自衛防災組織の要員に対する非常用食料・水や生活用品等の支援が不可欠である。しかし、大規模地震による広域的な被害発生の際には、これらの物品の緊急調達是非常に困難であり、社員の救出等の災害対応の初期の活動に困難をきたす。そのため、これらの物品を予め備蓄し、いつでも使える状態にしておくことが是非とも必要となる。

(2) 帰宅困難者や帰宅者の対応に備蓄品が重要な役割

職場で大規模地震に遭遇した場合、社員の帰宅が困難となる問題が発生する。東京都では、帰宅困難者を算定する場合、自宅までの距離が 10km を超えると 1 km 増すごとに 1 割が挫折し、20km を超える距離では全員が帰り着けないという条件を設定している。それによると、東京で大規模地震が発生し交通網が分断された場合、都内の約 390 万人が帰宅困難者になると予測されている。しかし、自宅が近い場合でも地震発生時間帯によっては、徒歩移動時間が夜間帯になる。その場合は、安全の観点から帰宅を見合わせるべきである。また、災害発生直後においては、帰宅者が一時的に集中することによる問題も指摘されている。例えば首都圏を構成する自治体では、コンビニエンスストア等と「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」を結んではいないが、一時的に集中する数十万人の徒歩帰宅者全員に対して到底支援できるものではない。そのため、定められた移動経路付近では、給食、給水、トイレ等の支援が受けられると計画になっているが、実際にはその支援を受けることが困難となる事態も発生する。

これらのことを考えた場合、家族の安全が確認でき緊急に帰宅の必要性がないときは、あえて危険な帰宅を選択するよりは、安全が確保できるまで会社施設内の安全な場所に社員を待機させることが適切な対応と言える。その場合、待機させる社員に対する支援として、非常用食料、飲料水、毛布や簡易トイレ等の生活用品や医薬品が必要である。またどうしても家に帰らなければならない社員には、最低限の非常用食料や水等を携行させることが必要である。

この様な支援を実施するためには、日頃から会社内に必要な物の備蓄が不可欠となる。

(3) 事業継続には緊急調達不能物品の備蓄は不可欠

阪神淡路大震災以降、各所で大規模な地震が頻繁に起こっているが、その度に、企業の業務再開にかかる期間が短くなっている。その理由は、企業が災害の教訓から多くのことを学んだことにもよるが、その他に、企業が震災後すぐに業務を再開することは、社会の安定や経済力の維持に寄与し、地域の社会生活の維持に貢献するもので、そのことが企業に課せられた社会的責任であると考えられるようになったためであろう。しかし、大規模地震の発生直後においては、企業の施設や従業員への直接被害ばかりでなく、従業員の家族や家屋等の被害、ライフラインの途絶等の間接的な影響により大混乱が発生し、その中で、事業継続に対する対応を決断し、実行することはそう簡単なことではない。

その様な状況においても、可能な限り業務中断の期間を最小限にするためには、短期間で通常業務が復旧できるような具体的な対策に取り組む必要がある。

具体的な災害復旧活動としては、

- ・ 構造物の被害確認
- ・ 近隣地域の被害状況の確認
- ・ 緊急通信手段の確保
- ・ 緊急点検と応急修理
- ・ 取引先の被害状況調査と対応
- ・ 警備防犯活動
- ・ 要員の確保

等があげられる。「新潟県中越沖地震」では、3 年前の中越地震の教訓を生かし、地震発生からわずか 19 分後に現地対策本部を設置し、災害復旧活動を実施して、実働 2 日間で事業再開にまでこぎつけた大手のプリンター生産会社もある。

事業継続で大切なことは、平常時の全ての業務から、最重要業務を大胆に分別し、最重要業務の継続に向けて、組織の力を集中させることである。そのためには、現地の従業員や被災地以外の支店等からの人員の支援により、被災直後から被害復旧組織を編成し、被災による最重要業務に与える影響を早期に排除するため、復旧作業を計画的・効率的に実施することが必要である。だが、人が手当てできたとしても、それだけでは災害復旧活動を効果的に実施することはできない。

効果的に被害復旧活動を実施するためには、災害復旧組織の要員に対する非常用食料等や生活用品、復旧のためのツール及び事業を継続するための資源等が必要であり、その内、緊急調達できないものについては、あらかじめ備蓄しておくことが不可欠である。

(4) 企業の社会貢献のために備蓄が必要

過去の大規模地震等のときに、企業が行った地域社会に対する貢献の一例は次のものがある。

① 物的・資金的貢献

- ・ 備蓄非常用食料や飲料水料等の近隣住民への無償配布
- ・ 救助救護用品の近隣住民への貸出
- ・ 自社製品（飲料水・非常用食料・衣料等）の緊急提供
- ・ 応急復旧用重機と従事者の派遣
- ・ 電気、ガス、水、燃料、通信手段等の提供
- ・ 義捐金の拠出

② 施設を活用した貢献

- ・ 社屋を一時的な避難所に提供
- ・ 社屋、社有地を負傷者の救護所に提供、または自社救護所へ近隣負傷者の受入
- ・ 駐車場や広場を避難車両の一時的な駐車場に提供
- ・ 広域な社有地を公共機関の救援隊等の一時的な集結場所に提供

これらの事例からも、地域が大きな災害に直面した際に、企業が自らの資源を活用して自発的に地域貢献を行うことは、企業の社会貢献の一環として至極当然なこととして最近では考えられている。企業が、地震災害発生時に地域貢献を実施するためには、会社施設等の提供だけでなく、会社施設等を利用する住民や、提供施設等を管理する社員に対し、非常用食料等や生活用物資および医薬品等の支援等が実施できるよう、平常時からこれらのものを備蓄しておくことが望ましい。

それでは、次回で「企業が災害対応のため備蓄をするに当たっての考え方」について述べる。

(第 176 号 2008 年 5 月発行)

参考文献

「企業等の防災活動に関する調査報告書」 埼玉県環境防災部消防防災課

「兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」 日本火災学会

TRC-EYE

[不特定多数が利用する大規模・高層ビルや大型商業施設等の大規模地震対策](#) VOL 165 (2008 年 2 月) 雪吉新治

[大地震への備えと復旧](#) VOL 80 (2005 年 1 月) 茂木寿

[大規模・高層の建築物等の消防計画の見直しについて](#) Vol.168 2008年2月 梅田正弘

—第 2 部に続く—